

Q6-6.付帯税について教えてください。

所得税法に規定されている主な付帯税は以下のとおりです。

付帯税	内容
1. 申告延滞金	期限内に確定申告をしなかったが、税務当局の指摘により確定申告を行い、税務当局の調査により所得額および納付税額を決定された場合、決定された納税額とは別に10%の申告延滞金が徴収されます。(最高NT \$ 30,000、最低NT \$ 15,000)
2. 申告過怠金	納税義務者が追加申告期限を過ぎても確定申告を行わず、税務当局が調査資料または同業利益基準に基づいてその所得額および納付すべき税額を決定した場合、納付すべき税額とは別に20%の申告過怠金が徴収されます。(最高NT \$ 90,000、最低NT \$ 45,000)
3. 滞納金	納税義務者が規定の期限を超過してから税額、申告延滞金および申告過怠金を納付する場合、期限を2日超える毎に滞納した金額の1%を延滞金として追徴されます。期限を30日過ぎてもまだ納付していない場合、税務当局から強制執行のため裁判所に移送し、滞納者が営利事業者であるときは納税義務者が納付する日まで営業停止とされることがあります。
4. 利子税	当初の納付期日の翌日から追加納付日までの期間に対し、期日における1年物郵便貯金の利率をもって、その追加納付の税金に対して利息が課されます。ただし、加算する利息は1年間分を限度とし、加算すべき利息の額がNT \$ 1,500を超えない場合、その徴収が免除されます。
5. 過少申告加算税	納税義務者が申告したものの、申告課税されるべき所得額について申告漏れまたは過少申告があった場合、申告漏れ額の2倍以下の過料が課されます。
6. 無申告加算税	納税義務者が自ら申告をせず、しかも税務当局の調査から課税されるべき所得額が発見された場合、規定により納付すべき追徴税額が決定され、追徴税額の3倍以下の過料が課されます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。